

奈良県介護等職員等処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護等職員等の処遇の改善を図るため、介護等職員等の処遇改善に取り組む福祉サービス事業所等に対し、令和4年2月から9月までの間の介護等職員等の収入引き上げに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱」（令和4年4月1日老発0401第3号厚生労働省老健局長通知）、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱」（令和4年4月1日障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「福祉サービス事業所等」とは、介護事業所等及び障害福祉サービス事業所等をいう。
- (2) 「介護事業所等」とは、別表第1に定める事業所・施設をいう。
- (3) 「障害福祉サービス事業所等」とは、別表第2に定める事業所・施設をいう。
- (4) 「福祉サービス事業者等」とは介護事業者等及び障害福祉サービス事業者等をいう。
- (5) 「介護事業者等」とは、介護事業所等を運営する法人をいう。
- (6) 「障害福祉サービス事業者等」とは、障害福祉サービス事業所等を運営する法人をいう。
- (7) 「介護等報酬」とは、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬をいう。
- (8) 「介護報酬」とは、介護サービス事業所等に対してサービス提供の対価として支払われる報酬をいう。
- (9) 「障害福祉サービス等報酬」とは、障害福祉サービス事業所等に対してサービス提供の対価として支払われる報酬をいう。
- (10) 「介護等職員等」とは、介護職員等及び福祉・介護職員等をいう。
- (11) 「介護職員等」とは、介護事業所等に勤務する介護職員とその他の職員（介護職員以外の職員）をいう。
- (12) 「福祉・介護職員等」とは、障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・

介護職員とその他の職員(福祉・介護職員以外の職員)をいう。

- (13) 「介護等職員等処遇改善支援補助金」とは、介護職員処遇改善支援補助金及び福祉・介護職員処遇改善支援補助金をいう。

(補助金の額)

第3条 令和4年2月から令和4年9月までの期間のサービス提供に係る介護等報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護等報酬と併せて交付する。

- 2 補助額は、以下のとおり決定する。

補助額＝ア×イ×ウ（1円未満の端数切り捨て）

ア 一月当たりの介護等報酬総単位数(基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。)

イ 1単位の単価

ウ サービス別交付率（別表第1及び別表第2のとおり）

- 3 補助額の根拠となる毎月の介護等報酬総単位数は、補助対象事業者が奈良県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）へ送付した請求情報に基づくこととする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 奈良県内に所在する福祉サービス事業所等であること。

ただし、奈良県又は奈良市が措置権者である障害児施設措置費対象児童がいる障害児入所施設等は除く。

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)、若しくは福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している事業者。

- (3) 原則として令和4年2月分から賃金改善を実施し、賃金改善を行った旨の報告を行った事業者。

(補助金の交付条件)

第5条 第8条に定める計画書の承認を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 介護等職員等の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。))を含む。)の改善(以下「賃金改善」という。)を実施しなければならない。

- (2) 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てなければならない。

- (3) 補助金を、介護等職員等の賃金改善に要する費用(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)以外の費用に充ててはならない。

- (4) 補助金により賃金改善を行う賃金項目以外の賃金水準を低下させてはならない。ただし、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書（第5号様式(介護事業者等用)又は第6号様式(障害福祉サービス事業者等用))を提出しなければならない。
- (5) 最終の補助金支払いがあった月の翌々月の末日までに第15条に定める実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における賃金改善所要額が補助金の受給総額を下回る場合には、知事に対してその差額を返還しなければならない。
- (6) 賃金改善を行う方法等について第7条又は第7条の2に定める計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等（労働基準法第89条に規定する就業規則。（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）以下同じ。）の内容についても職員に周知しなければならない。また、職員から補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答しなければならない。
- (7) 次に掲げる書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するとともに、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
- ア 第7条又は第7条の2に定める計画書及びその記載内容を証明する資料
 - イ 第11条に定める変更届出書及びその記載内容を証明する資料
 - ウ 第15条又は第15条の2に定める実績報告書及びその記載内容を証明する資料
 - エ 就業規則等
 - オ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

(交付決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) 第4条に定める補助対象事業者の要件又は前条に定める補助金の交付条件に反した場合
- (4) 第16条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌

避け、若しくは妨げたとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(介護等職員等処遇改善支援補助金計画書の作成)

第7条 介護事業者等は、次の各号に掲げる事項を含んだ介護職員処遇改善支援補助金計画書（第1-1号様式）及び介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個票）（第1-2号様式）を作成し、別に知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額

賃金改善実施期間における介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

(2) 賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（アの額からイの額を差し引いた額をいう。）であって、前号の額を上回る額をいう。

ア 介護職員処遇改善支援補助金により実施される賃金の改善見込額を加えた介護職員等の賃金の総額

イ 前年度の介護職員等の賃金の総額

令和3年2月から9月までの8か月間の介護職員等の賃金の総額。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の介護職員等の賃金の総額を推定するものとする。

(3) ベースアップ等による賃金改善の見込額等

前号のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

(4) 賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月までの期間をいう。

(5) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、介護職員処遇改善支援補助金により実施される賃金改善の他に、各介護事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

第7条の2 障害福祉サービス事業者等は、次の各号に掲げる事項を含んだ福祉・介護職員処遇改善支援補助金計画書（第2-1号様式）及び福祉・介護

職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）（第 2 - 2 号様式）を作成し、別に知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 福祉・介護職員処遇改善支援補助金の見込額

賃金改善実施期間における福祉・介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

(2) 賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（アの額からイの額を差し引いた額をいう。）であって、前号の額を上回る額をいう。

ア 福祉・介護職員処遇改善支援補助金により実施される賃金の改善見込額を加えた福祉・介護職員等の賃金の総額

イ 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額

令和 3 年 2 月から 9 月までの 8 か月間の福祉・介護職員等の賃金の総額。
なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額を推定するものとする。

(3) ベースアップ等による賃金改善の見込額等

前号のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

(4) 賃金改善実施期間

原則、令和 4 年 2 月から 9 月までの期間をいう。

(5) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、福祉・介護職員処遇改善支援補助金により実施される賃金改善の他に、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

（審査及び承認）

第 8 条 知事は、福祉サービス事業者等から提出された第 7 条又は第 7 条の 2 に定める計画書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業者等に対して、承認する旨の通知を行う。

（交付の申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者は、次の方法で申請を行うものとする。

- (1) 補助事業者は、サービス提供月の翌月 10 日までに国保連へ「介護給付費請求書」又は「介護給付費・訓練等給付費等請求書」を提出する。その提出をもって、知事は、補助金の交付申請書の提出があったものとみなす。
 - (2) 国保連は、補助事業者から提出された「介護給付費請求書」又は「介護給付費・訓練等給付費等請求書」に記載された内容を取りまとめ、「交付額一覧」を作成し、知事へ送付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、奈良県又は奈良市が措置権者である障害児施設措置費対象児童がいる障害福祉サービス事業所等は、福祉・介護職員処遇改善支援補助金交付申請書(第 7 号様式)を、別に知事が定める日までに、知事に提出する。

(交付の決定及び交付決定の通知)

- 第 10 条 知事は、前条に規定する申請があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、国保連を通じて当該申請者に対し通知するものとする。
- 2 前項の通知は、次の方法で行うものとする。
- (1) 知事は、交付決定の内容を記載した一覧である「交付決定事業所一覧」を作成し、国保連へ送付する。
 - (2) 国保連は、「交付決定事業所一覧」に記載された内容を補助事業者へ通知する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、知事は、補助事業者より、債権譲渡等により国保連に登録されている口座に補助金を振り込むことが適当でない福祉サービス事業所等に関して、前条第 1 項に規定する申請があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に対し通知するものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、知事は、奈良県又は奈良市が措置権者である障害児施設措置費対象児童がいる障害福祉サービス事業所等から前条第 2 項に規定する申請があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に対し通知するものとする。

(変更の届出)

- 第 11 条 補助事業者は、第 7 条又は第 7 条の 2 に定める計画書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に対し、次の各号に定める書類により、変更の届出を行わなければならない。
- (1) 会社法の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を記載した書類

- (2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う介護事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合は、介護職員処遇改善支援補助金計画書（第1-1号様式）及び介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個票）（第1-2号様式）
- (3) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合は、福祉・介護職員処遇改善支援補助金計画書（第2-1号様式）及び福祉・介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）（第2-2号様式）
- (4) 就業規則を改正（介護等職員等の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要を記載した書類

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付は、国保連を通じて行うものとする。ただし、債権譲渡等により国保連に登録されている口座に補助金を振り込むことが適当でない福祉サービス事業所等及び奈良県又は奈良市が措置権者である障害児施設措置費対象児童がいる障害福祉サービス事業所等については、国保連を通じずに、知事が当該事業所等に対して直接交付する。

- 2 補助金の交付は、事業所単位又は事業者単位で行うものとする。
- 3 第1項ただし書きに該当する事業所は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条に定める実績報告書は、第9条に規定する申請をもって提出があったものとみなす。

（過誤調整等）

第14条 知事は、補助金を交付した後、補助金の額に過誤等が生じた場合には、既に支給した補助金の一部若しくは全部の返還を命じ、又は、追加交付を行うものとする。その場合、翌月以降の補助金において過誤調整を行うことができるものとする。ただし、追加交付を行うことができるのは令和4年12月国保連審査分（令和5年1月交付分）までとする。

（介護等職員等処遇改善支援補助金実績報告）

第15条 介護事業者等は、次の各号に掲げる事項を含んだ介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（第3-1号様式）及び介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（施設・事業所別個票）（第3-2号様式）を作成し、最終の補助金の交付があった月の翌々月の末日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 介護職員処遇改善支援補助金の総額

(2) 賃金改善所要額

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（アの額からイの額を差し引いた額をいう。）

ア 介護職員等に支給した賃金の総額

イ 前年度の介護職員等の賃金の総額

(3) ベースアップ等による賃金改善の総額

前号のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

第 15 条の 2 障害福祉サービス事業者等は、次の各号に掲げる事項を含んだ福祉・介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（第 4 - 1 号様式）及び福祉・介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（施設・事業所別個表）（第 4 - 2 号様式）を作成し、最終の補助金の交付があった月の翌々月の末日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 福祉・介護職員処遇改善支援補助金の総額

(2) 賃金改善所要額

各障害福祉サービス事業者等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（アの額からイの額を差し引いた額をいう。）

ア 福祉・介護職員等に支給した賃金の総額

イ 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額

(3) ベースアップ等による賃金改善の総額

前号のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

（指示及び検査）

第 16 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成 21 年度事業から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 22 年 6 月 28 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。